

## 静岡大学大谷地区構内交通規制要項

(目的)

第1 この要項は、本学大谷地区構内（以下「構内」という。）における車両等の交通を規制し、もって構内における交通事故及び騒音の防止を図ることを目的とする。

(定義)

第2 この要項で、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる

- (1) 自動車 自動二輪車を除く自動車をいう。
- (2) 車両 自動車、自動二輪車及び原動機付自転車をいう。
- (3) 二輪車 自動二輪車、原動機付自転車及び自転車をいう。

(車両乗り入れ規制区域の設定)

第3 構内に、別図1のとおり車両乗り入れ規制区域（以下「規制区域」という。）を設ける。

(規制区域への乗り入れ)

第4 規制区域への車両の乗り入れは、次の各号に定めるものを除くほか、これを禁止する。

- (1) 本学の公用車両
- (2) 本学職員の通勤用の車両で、第5第1項の規定に基づき、本学が規制区域内の駐車場への駐車を許可した車両
- (3) 本学学生（人文社会科学部法学科及び経済学科の夜間主コースの学生を除く。以下同じ。）の通学用の自動車で、第5第2項の規定に基づき、本学が規制区域内の駐車場への駐車を許可した自動車
- (4) 人文社会科学部法学科及び経済学科の夜間主コースの学生の通学用の車両
- (5) 生活協同組合職員及び大学会館に勤務する委託業者従業員の通勤用の車両
- (6) 緊急自動車・バス・タクシー・郵便集配車等の車両
- (7) 生活協同組合及び大学会館関係車両その他本学が特に許可した車両

(規制区域内駐車場への駐車の許可)

第5 本学職員に対する規制区域内の駐車場への駐車の許可は、片道の通勤距離が2km以上である者で通勤手段が車両による届出がされている者のほか、次の各号の一に該当する者のうちから、当該職員の申請に基づき、これを許可する。

- (1) 身体的な理由等の特別の事由がある者
- (2) その他病院への通院等のため日を限って車両で通勤する必要がある者

2 本学学生に対する規制区域内の駐車場への駐車の許可は、次の各号の一に該当する者のうちから、当該学生の申請に基づき、これを許可する。

- (1) 身体的な理由等の特別の事由がある者
- (2) その他病院への通院等のため日を限って自動車で通学する必要がある者

(手続及び許可期間)

第6 第5の規定により駐車の許可を受けようとする者は、所定の様式により、当該職員又は当該学生の属する部局の担当の係に申し出なければならない。

2 第5の規定に該当して駐車の許可を受けている者が、当該許可の申請事由が消滅し、又は変更したときは、第7第1項の規定により交付した駐車許可証を添えて速やかに前項と同様の手続をしなければならない。

3 規制区域内の駐車場への駐車の許可期間は、当該許可の申請事由に応じてその都度定める。ただし、年度を越えることはできない。

4 第4第2号及び第5号の一に該当して規制区域へ乗り入れることができる車両の駐車の許可期間は、前項の規定にかかわらず、許可の日から3年以内の委員会が別に定める基準日までとする。

(駐車許可証の交付)

第7 第4各号の一に該当して規制区域へ乗り入れることができる車両については、その区分に応じた駐車許可証を交付する。ただし、第4第6号に該当する車両については、この限りでない。

2 駐車許可証は、本学が指定する箇所に標示しなければならない。

(構内駐車場及び駐車区分)

第8 構内における駐車場及びその駐車区分を別図1のとおり定める。

2 構内に乗り入れた車両及び自転車は、すべて前項に定める駐車場及びその駐車区分に従って駐車しなければならない。

(二輪車に対する駐車場の指定)

第9 規制区域外の各二輪車用駐車場についても、当該駐車場の駐車可能台数を勘案して、当該利用者に対しそれぞれ駐車場を指定することがある。

(通行に当たっての遵守事項)

第10 構内での通行に当たっては、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 時速20km以下で走行すること。
- (2) 二輪車の2人乗りをしないこと。
- (3) 自動二輪車及び原動機付自転車の運転に当たっては、ヘルメットをかぶること。
- (4) 構内での移動に当たっては、原則として車両を使用しないこと。
- (5) 駐車場以外の場所及び道路上に駐車しないこと。
- (6) 道路標識及び道路標示に従うこと。

(宿舎及び学生寮の環境保全)

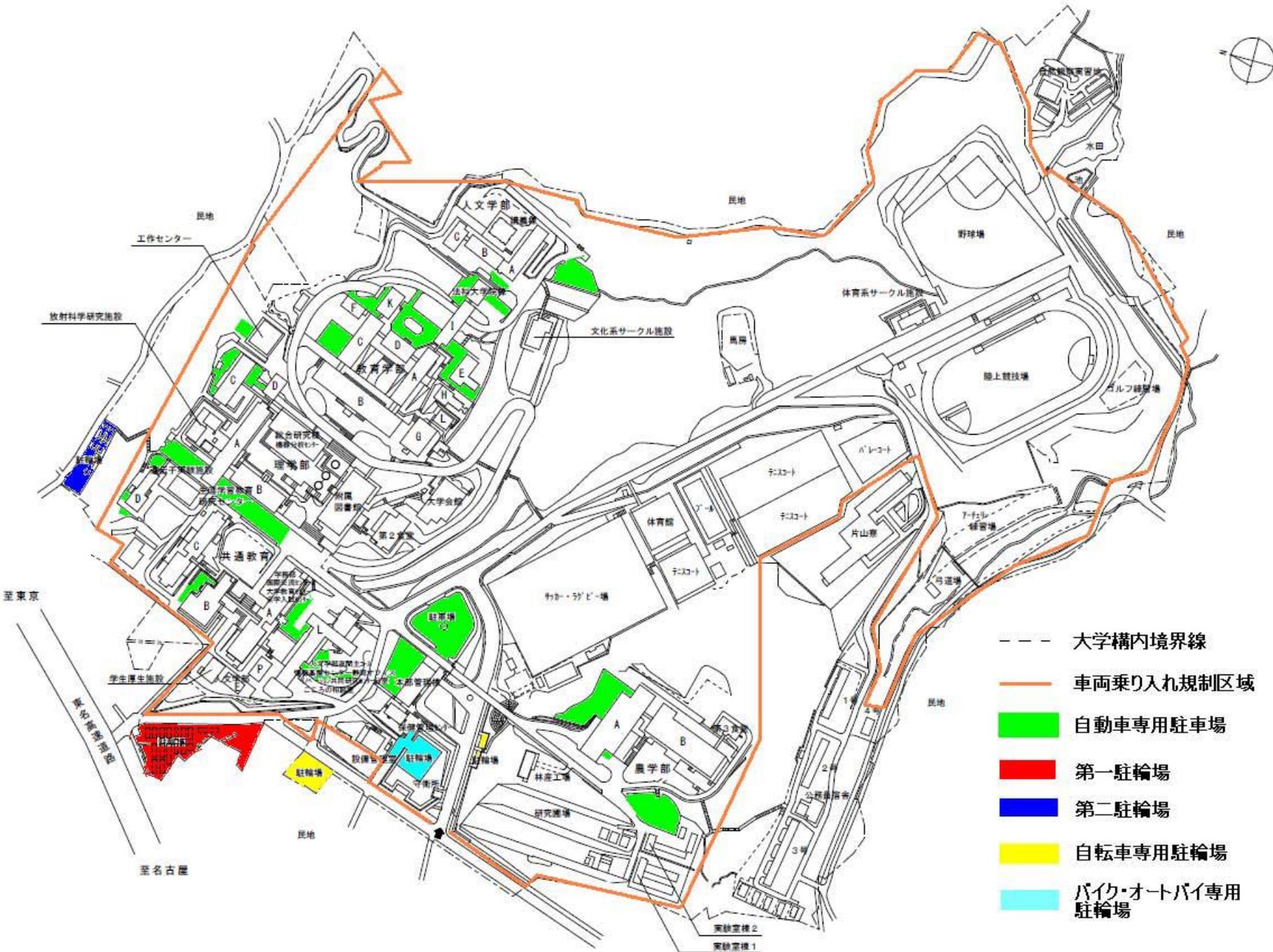
第11 構内の宿舎及び学生寮の周辺については、その環境を保全するため、通勤又は通学のための車両の乗り入れ及び駐車を禁止する。

(違反者に対する措置)

第12 この要項に違反した者があったときは、駐車許可の取消し、氏名の提示その他必要な措置を講ずることがある。

(補則)

第13 この要項の実施に当たって必要な事項は、静岡大学大谷地区交通対策委員会が定める。



- 大学構内境界線
- 車両乗り入れ規制区域
- 自動車専用駐車場
- 第一駐輪場
- 第二駐輪場
- 自転車専用駐輪場
- バイク・オートバイ専用駐輪場